

東広島市道の駅湖畔の里福富 使用料の減免に関する基準整理表

◎根拠条例

東広島市道の駅湖畔の里福富設置及び管理条例第16条(使用料等の減免)により、市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の額を減額し、又は使用料の納付を免除することができる。

利用団体等	備考	施設使用料及び付帯設備使用料	夜間照明料 (多目的グラウンド) 使用料
東広島市が主催及び共催する場合 (単なる名義貸しではなく、共催の場合は“実質的な共同主催”を示し、単独主催に準じた程度の関わりを持つ場合に限る)	市立の小学校、中学校、幼稚園、保育所、その保護者会を含む。	全	全
市内の国及び県の施設（大学、高校、小学校、中学校、幼稚園、保育所、独立行政法人を含む）・私立の学校法人等（保育所を含む）	高校、小学校、中学校、幼稚園、保育所の保護者会を含む。	全	適用外
市外の国及び県の施設（大学、高校、小学校、中学校、幼稚園、保育所等に限る）・私立の学校法人等（保育所を含む）	高校、小学校、中学校、幼稚園、保育所の保護者会を含む。	1/2	適用外
市内の小学校・中学校・高等学校のクラブ活動及び合同練習会等		全	適用外
市内の子育てサークル等（保育課に登録されている団体）		全	適用外
市内の身体障害者団体		全	適用外
東広島市小学校体育連盟及び東広島市中学校体育連盟		全	適用外
東広島市の社会福祉団体が主催する場合	地域共生推進課が認定する福祉団体・社会福祉協議会・保護司会・民生委員児童委員協議会・シルバー人材センター等	全	適用外
住民自治協議会が主催する場合		全	適用外
東広島市の社会教育関係団体が主催する場合（単位団体を含む）	東広島市PTA連合会・東広島市子ども会育成連合会・東広島市女性連合会・東広島市ユネスコ協会・ボイスカウト東広島支部・青少年育成市民会議・東広島市文化連盟・東広島市体育協会等	全	適用外
道の駅指定管理者が主催する場合		全	全
その他市長が特別の理由があると認める場合		全・1/2	適切と認められる場合のみ適用

備 考

※対象団体の趣旨、目的に則した内容で関連行事として使用する場合に限る。

※営利目的及び入場料を徴収する場合（一部を除く）は適用されない。

※減免後の各施設の使用料の総額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。